

## 第 1 章 総 則

第 1 条 (約款の適用) 本約款は、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。借受人は、第 8 条第 3 項により、借受人と連帯する連帯者指定の場合は、その連帯者に本約款の連帯者に係る部分を周知し、遵守させるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、第 42 条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。

## 第 2 章 予 約

第 2 条 (予約の申込み) レンタカーを借りるに当たって、この約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、予め、車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者及びチャイルドシート等の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。

第 3 条 (予約の受領) 借受人は、この約款に定められた範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第 4 条 (予約の取消) 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。予約を取り消すときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。予約を取り消すときは、借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことにより発生したキャンセル料を支払うものとします。予約を取り消すときは、借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことにより発生したキャンセル料を支払うものとします。

第 5 条 (代替レンタカー) 借受人は、前項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。また、前項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。また、前項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 6 条 (先着予約) 借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第 4 条及び第 5 条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第 7 条 (予約の代行) 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます。)において予約の申込みをすることがあります。代行業者は、当社に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

## 第 3 章 貸 渡 し

第 8 条 (貸渡契約の締結) 借受人は、第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合、借受人は、当社に貸渡車を指定し、その指定したレンタカーを借り受け、貸渡契約を締結するものとします。貸渡契約を締結するときは、借受人は、運転者名簿に記載されている運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注 2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを提出し、貸渡契約の締結を求め、当社が必要と認められた場合にはその写しの提出を求め、この場合、運転者であるとは自己の運転免許証を提示し、借受人が求めた場合はその写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。また、運転免許証(注 2)の写しを提出する場合は、運転免許証の写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。また、運転免許証(注 2)の写しを提出する場合は、運転免許証の写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

第 9 条 (貸渡契約の締結) 借受人は、第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合、借受人は、当社に貸渡車を指定し、その指定したレンタカーを借り受け、貸渡契約を締結するものとします。貸渡契約を締結するときは、借受人は、運転者名簿に記載されている運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注 2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを提出し、貸渡契約の締結を求め、当社が必要と認められた場合にはその写しの提出を求め、この場合、運転者であるとは自己の運転免許証を提示し、借受人が求めた場合はその写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。また、運転免許証(注 2)の写しを提出する場合は、運転免許証の写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

第 10 条 (貸渡料金の受領) 借受人は、第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合、借受人は、当社に貸渡車を指定し、その指定したレンタカーを借り受け、貸渡契約を締結するものとします。貸渡契約を締結するときは、借受人は、運転者名簿に記載されている運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注 2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを提出し、貸渡契約の締結を求め、当社が必要と認められた場合にはその写しの提出を求め、この場合、運転者であるとは自己の運転免許証を提示し、借受人が求めた場合はその写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。また、運転免許証(注 2)の写しを提出する場合は、運転免許証の写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

第 11 条 (貸渡料金の受領) 借受人は、第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合、借受人は、当社に貸渡車を指定し、その指定したレンタカーを借り受け、貸渡契約を締結するものとします。貸渡契約を締結するときは、借受人は、運転者名簿に記載されている運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注 2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを提出し、貸渡契約の締結を求め、当社が必要と認められた場合にはその写しの提出を求め、この場合、運転者であるとは自己の運転免許証を提示し、借受人が求めた場合はその写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。また、運転免許証(注 2)の写しを提出する場合は、運転免許証の写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

第 12 条 (借受人の責任) 借受人は、第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合、借受人は、当社に貸渡車を指定し、その指定したレンタカーを借り受け、貸渡契約を締結するものとします。貸渡契約を締結するときは、借受人は、運転者名簿に記載されている運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注 2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを提出し、貸渡契約の締結を求め、当社が必要と認められた場合にはその写しの提出を求め、この場合、運転者であるとは自己の運転免許証を提示し、借受人が求めた場合はその写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。また、運転免許証(注 2)の写しを提出する場合は、運転免許証の写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

第 13 条 (点検) 借受人は、第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合、借受人は、当社に貸渡車を指定し、その指定したレンタカーを借り受け、貸渡契約を締結するものとします。貸渡契約を締結するときは、借受人は、運転者名簿に記載されている運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注 2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを提出し、貸渡契約の締結を求め、当社が必要と認められた場合にはその写しの提出を求め、この場合、運転者であるとは自己の運転免許証を提示し、借受人が求めた場合はその写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。また、運転免許証(注 2)の写しを提出する場合は、運転免許証の写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

第 14 条 (鍵の交付) 借受人は、第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合、借受人は、当社に貸渡車を指定し、その指定したレンタカーを借り受け、貸渡契約を締結するものとします。貸渡契約を締結するときは、借受人は、運転者名簿に記載されている運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注 2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを提出し、貸渡契約の締結を求め、当社が必要と認められた場合にはその写しの提出を求め、この場合、運転者であるとは自己の運転免許証を提示し、借受人が求めた場合はその写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。また、運転免許証(注 2)の写しを提出する場合は、運転免許証の写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

## 第 4 章 使 用

第 15 条 (管理責任) 借受人は、レンタカーの使用に、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第 16 条 (日常点検) 借受人は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2 (日常点検整備) に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第 17 条 (電気自動車) レンタカーが電気自動車の場合は、電気自動車(以下「電気自動車」といいます。)及び電気自動車の充電器(以下「充電器」といいます。)の利用に関して、別途当社が定めるマニュアル及び以下の事項を守ることとして、電気自動車の使用に当たっては、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。また、電気自動車の使用に当たっては、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。また、電気自動車の使用に当たっては、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

第 18 条 (禁止行為) 借受人は、第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合、借受人は、当社に貸渡車を指定し、その指定したレンタカーを借り受け、貸渡契約を締結するものとします。貸渡契約を締結するときは、借受人は、運転者名簿に記載されている運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注 2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを提出し、貸渡契約の締結を求め、当社が必要と認められた場合にはその写しの提出を求め、この場合、運転者であるとは自己の運転免許証を提示し、借受人が求めた場合はその写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。また、運転免許証(注 2)の写しを提出する場合は、運転免許証の写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

第 19 条 (借受人の責任) 借受人は、第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合、借受人は、当社に貸渡車を指定し、その指定したレンタカーを借り受け、貸渡契約を締結するものとします。貸渡契約を締結するときは、借受人は、運転者名簿に記載されている運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注 2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを提出し、貸渡契約の締結を求め、当社が必要と認められた場合にはその写しの提出を求め、この場合、運転者であるとは自己の運転免許証を提示し、借受人が求めた場合はその写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。また、運転免許証(注 2)の写しを提出する場合は、運転免許証の写しを提出するものと、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

